

医療要否意見書の様式の使用について

生活保護法による医療扶助の実施にあたり、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
医療要否意見書の記入にあたり、指定医療機関の皆様から手書きによる回答が負担であるとのご意見をいただき、様式をダウンロードできるようにしているものです。

下記の注意事項にご留意いただき、ご使用ください

なお、ご記入いただく意見書は、生活保護法による医療扶助を新たに受けるとき、または、現に受けている医療扶助を継続するときの要否決定を行うための大切な資料になりますので、できるだけ詳しくかつ正確に記入していただきますようお願いいたします。

(ダウンロードした様式を使用する際の注意事項)

福祉事務所より送付した医療要否意見書に記載されている内容を、正確に転記いただきますようお願いいたします。

特に、医療要否意見書の発行番号（「医療要否意見書」の下に記載されている7桁の番号）、ケース番号、地区名、地区担当員については、必ず転記してください。

なお、福祉事務所より送付した医療要否意見書は、ダウンロードして作成した医療要否意見書と一緒にご返送ください。

(医療要否意見書の記入についての補足説明)

1 「転帰」

・治ゆ、死亡、治療の中止のいずれかに該当する場合はご記入ください。

2 「主要症状及び今後の診療見込」

・検査データや機能評価、服薬内容、受診状況、経過や今後の診療見込について、具体的にご記入ください。

3 「現在までの経過」「今後の治療計画」及び「予想される予後」について、それぞれ該当する項目に☑を付けてください。

(1) 「現在（過去6ヵ月以内）までの経過」

・「4 その他」に該当する場合には（ ）内に変動、不明等、患者の症状経過を具体的に記入してください。

(2) 「今後（ヶ月間）の治療計画(6ヶ月以内)」

・今後（ヶ月間）の欄に、1～6ヶ月のいずれかの月数を必ず記入してください。

① 入院外の場合

それぞれ該当する項目に○印を付してください。通院の場合は1ヶ月何日くらい通院が必要か、具体的に記入してください。

② 入院の場合

「1 内科的治療」とは、入院目的が投薬、検査等を主体とした治療方針の場合に該当します。

「2 外科的治療」とは、入院目的が手術、外科的処置等を主体とした治療方針の場合に該当します。

「3 リハビリ」「4 食事療法」を主体とした治療方針の場合には、それぞれの項目に該当しません。

「5 その他」には、上記以外の場合に該当します。

(3) 「予想される予後」

・「4 不明」とは、今後とも長期間継続的に観察しなければ判断できない場合に該当します。

4 「診療見込期間」の欄は、入院の場合は必ず記入してください。入院外の場合は、診療見込期間が6ヶ月を超える場合にのみ記入してください。

5 「概算医療費」欄は、新規申請の場合にのみ記入してください。